

令和2年3月愛荘町議会定例会会議録

令和2年3月23日（月）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算
日程第 2 議案第25号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第 3 議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 4 議案第27号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 5 議案第28号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第 6 議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

~~~~~

- 追加日程第1 同意第 3号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求め  
ることについて  
追加日程第2 同意第 4号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求め  
ることについて  
追加日程第3 同意第 5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求め  
ることについて  
追加日程第4 議案第30号 秦荘町および愛知川町の合併に係る市町村建設計画（新  
町まちづくり計画）を変更することにつき議決を求める  
ことについて  
追加日程第5 議案第31号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）  
追加日程第6 議案第32号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第6  
号）  
追加日程第7 議案第33号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）

~~~~~

- 追加日程第1 請願第 1号 種苗法改正案に関する請願
追加日程第2 意見書第1号 公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しない

ことを求める意見書

追加日程第3 意見書第2号 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を求める意見書

追加日程第4 議提第 2号 議員派遣について

~~~~~

追加日程第1 意見書第3号 種苗法の改正をおこなわないことを求める意見書

~~~~~

追加日程第1 議長辞職の件

~~~~~

追加日程第1 選挙第 1号 議長の選挙

~~~~~

追加日程第1 副議長辞職の件

~~~~~

追加日程第1 選挙第 2号 副議長の選挙

~~~~~

追加日程第1 指定第 1号 議席の変更について

追加日程第2 選任第 2号 常任委員会委員の選任について

追加日程第3 報告第 2号 常任委員会の委員長、副委員長の報告について

追加日程第4 選任第 3号 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第5 報告第 3号 議員運営委員会の委員長、副委員長の報告について

追加日程第6 選任第 4号 特別委員会委員の選任について

追加日程第7 報告第 4号 特別委員会の委員長、副委員長の報告について

追加日程第8 同意第 6号 監査委員の選任につき同意(議会選出)を求めることにつ
いて

追加日程第9 選挙第 3号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第10 選挙第 4号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙について

追加日程第11 選挙第 5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第12 選挙第 6号 東近江行政組合議会議員の選挙について

追加日程第13 議提第 3号 議会運営委員会閉会中の継続調査について

追加日程第14 議提第 4号 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第15 議提第 5号 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 外川善正君	8番 徳田文治君
9番 河村善一君	10番 吉岡 兪ミ子君
11番 瀧すみ江君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 高橋正夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 有村国知君	副 町 長 石田政則君
教 育 長 徳田 寿君	教 育 次 長 青木清司君
会 計 室 長 中村治史君	総務担当政策監 上林市治君
企画担当政策監 藤塚雅徳君	福祉担当政策監 岡部得晴君
産業担当政策監 中村喜久夫君	経 営 戦 略 課 長 陌間秀介君
建設・下水道課長 水谷徹也君	まちづくり協働課長 西川傳和君
学校教育担当課長 田中幹雄君	生涯学習課長 本田康仁君
農林商工課長 北川三津夫君	くらし安全環境課長 羽田順行君
下水道担当課長 阪本 崇君	福 祉 課 長 生駒秀嘉君
健康推進課長 木村美紀君	子ども支援課長 森 まゆみ君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田郁子	書 記 宮川佳衣奈
-------------	-----------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でのマスク着用を可能としておりますので、ご了承ください。座って失礼をいたします。

傍聴の皆様におかれましても、一般的な感染症対策として、傍聴席入口でのアルコール消毒・マスク着用をお願いするものです。

また、北川教育振興課長より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議案審議に入ります。

◎議案第24号～議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第1、議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算から日程第6、議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算までを一括議題として、3月6日の議事を続けます。

まず、日程第1、議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算は、予算・決算別委員会に付託され審査報告書が提出されていますから、予算・決算特別委員会委員長の審査報告を求めます。6番、伊谷君。

〔予算・決算特別委員会委員長 伊谷正昭君登壇〕

○予算・決算特別委員長（伊谷正昭君） 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和2年3月23日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

愛荘町予算・決算特別委員会委員長 伊谷正昭

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会議事規則第77条の規定により報告をいたします。

1. 審査結果 議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算、原案可決。

2. 審査経過 3月10日から3月13日に、総務・産業建設・民生および教育の部門ごとに第1委員会から第4委員会に分けて、詳細な説明・質疑を行いました。3月17日には、部門ごとに政策を中心とした質疑ならびに全体総括質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

主な内容は、まず総務部門では、ウォークブルタウン創造事業の調査内容と観光振興との連携、最終目標について。ウォークブルタウン創造事業の全体像と事業計画について。新型コロナウイルス感染症の町税収入への影響について。東部地域防災センターの建設予算と方針について。防災行政無線の機種と個人負担、交換時期について。まるごと活性化プランの今後の取り組みの考え方について。生命・財産に関わる災害および防災に対する考え方について。LINE導入業務の具体的内容について。湖東分室設置による収納対策の成果と今後の取り組みについて。湖東圏域公共交通活性化協議会を通じての地域の実情に応じた生活交通の取り組みについて。男女共同参画社会の推進における審議会等の女性登用の町の全体目標について。滋賀県危機管理センターと町対策本部との情報共有について。洪水ハザードマップの更新における周知の工夫と活用について。マイキーID設定支援窓口開設の具体的内容と住民周知の取り組みについて。近江鉄道線活性化協議会のアンケート調査の傾向と今後の動向について。ゆめまちテラスえちの運営事業の予算について。廃棄物不法投棄の抜本的対策の取り組みについて。安定ヨウ素剤の備蓄と配布の考え方について。ダム放流による災害対策について。地球温暖化によるペットボトル・レジ袋の削減の考え方と予算反映について。令和元年度臨時・嘱託職員と令和2年度会計年度任用職員比較による増員理由について。障がい者法定雇用率の達成状況について。移住交流事業の成果と予算、人数、反省点について。山川原地域総合センターの会計年度任用職員予算増額について。町税の滞納繰越予算の積算根拠についてなどの質疑がありました。

次に民生部門は、待機児童の解消に向け、早急に認定子ども園のあり方、移行の検討をすることについて。フッ化物洗口の成果と令和2年度以降の取り組みについて。シルバー人材センターの女性の就労の確保について。就業機会の確保や地域社会の担い手として活躍できる場として、シルバーへの行政の今後の支援について。要因分析を活用した健康寿命延伸プロジェクトにおける県・市町連携事業の取り組みの全体像と目標について。軽度・中度の難聴高齢者に対する補聴器の補助について。保育料滞

納者の要因分析について。学童保育所の保護者会運営からシダックスへのスムーズな移行についてなどの質疑がありました。

次に産業建設部門は、令和2年度を観光元年として取り組むことについて。愛荘町の農業についての考え方について。竹原梨園の跡地を活用した6次産業化の支援体制の考え方について。学校周辺の飛び込み防止策の設置について。あいしょう農交愛ランド協議会における民泊事業の今後の取り組み予定について。危険な空き家の強制撤去等行政の対処について。優良企業誘致の成果と課題、今後の方針について。オープンして1年8か月の街道交流館の現状をどのようにとらえているのかなどの質疑がありました。

次に教育部門は、図書館の開館周年事業について。今日までの事業総括と図書館のあり方について。小学生放課後補充教室の成果と令和2年度予算について。GIGAスクール整備事業の端末一人1台整備による活用内容とメリット・デメリットについて。特別支援学級生徒への端末整備による配慮について。学校給食における輸入小麦粉を使用したパンのグリコサード含有調査の実施と仕入れの流通経路について。学校図書指導員派遣を継続することと司書有資格者の採用について。給食調理業務委託先の職員不足の状況について。パソコンを使った現在の授業内容について。リーディングスキルテストの導入によるデータ収集と評価について。部活動指導員の配置状況についてなどの質疑がありました。

最後に総括質疑といたしまして、令和2年度当初予算の考え方と財源確保について。学校運営協議会制度の狙いと役割、構成メンバーと任命について。保護者や先生を対象とした思いやり教育セミナーを開くことについて。ウォーカーブルタウン創造事業の位置づけ、目指す姿について。人口増の町として教育環境の整備に対する町長の思いと国・県への支援を求めていくことについて。プログラミング教育開始による教育現場と指導者の状況および保護者への周知についてなど活発に審議が行われました。

審査終了後、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決をしました。以上、委員長報告を終わります。

○議長（竹中秀夫君） これより議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 令和2年度一般会計当初予算に反対します。

はじめに、学校図書館指導員の設置、愛知中学校大規模改修、健康寿命延伸応援事業、そして防災行政無線整備など、町民生活を支援する行政事務事業について、賛成を表明しておきます。

安倍政権の憲法壊し、そして法律をないがしろにする政治のもとで、地方政治がどのように影響を受けているか、このことを検証しなければなりません。森友学園問題では、付度政治によって自殺者が出て、公文書の改ざんを強要されたと、その方の手記が公表されました。「お友達政治」のもとで、国民には消費税増税を行い、社会保障の財源と言いながら社会保障の切り捨てが行われています。

その結果、後期高齢者医療制度の負担増、そして介護保険制度では介護認定からの締め出しを行う制度改悪、全国知事会が求める国民健康保険制度への1兆円の投入に応えない、そのために被保険者の税負担が重くのしかかっている。国は県の統一化を進めて医療制度に責任を果たし、被保険者の負担を軽減すべきです。国の公約である消費税財源を社会保障制度に充当することを求めておきます。

私は、同和行政を廃止すべきと考えます。今日的な到達において、「同和地区」と呼称することを止めるべきだと考えているからです。新年早々にある書物を手にし、その中には、一世紀半ほど前に我が国から一切の非差別民は消滅したはずであった。それはあくまで法制度上のことで、現実には差別が生き続けてきたことは承知のとおりである。今日でも「改善したが、なくなっていない」、あるいは「なくなっていないが、改善している」といった状態にあるのではないかと。また、差別される方にも、差別する側にも、なぜそうされるのか、するのか、確かな理由がまるでわかっていないところであると、冒頭に書いてありました。部落問題研究会当時に私は、なぜその環境を、差別が起こる実態を、なぜ、常に持って研究会活動を行っていました。そのことを、この本を読んで思い返しているところです。

そうした流れの中で、合理的思考の進化と社会の進展による変化に、再度考える機会を得た次第です。今、世界ではジェンダー差別、こうした問題が国際問題、国連の中で取り上げておられます。この問題は、「男だから、女だから」で教わってきた間違いに気づかされる、そうした契機になっています。

と同時に、ジェンダーの意味を深く理解していけば、同和行政という特別扱いは必

要なくなると考えています。ジェンダー差別は経済的な要因、そして歴史の流れ、こうしたものにも起因し、国際問題として現在取り上げられています。人権問題を考えるうえで、ジェンダー平等を正面にとらえることを提案をいたします。

個人情報の漏洩が大きな社会問題になっているときに、社会保障制度での個人番号の利用を行い、そして税の申告では強制的にマイナンバーの記入を求め、利用促進を図っています。マイナンバーカードの取得は個人の自由の範ちゅうです。人権尊重の立場から、個人番号制の廃止を求めます。

学校現場においても、GIGAスクール構想が導入されます。そして、新規事業としてリーディングスキルテストが行われます。両方の機能を一体化すれば個人情報は集約されていく、このように危惧をしています。また、マイナンバーと結合すれば、社会保障制度から所得、そして教育まで個人情報が集積できる社会へ、このように変化していくのではないのでしょうか。この方向性は先の条例改正で私は物語っているというふうに考えます。便利さと称して、ICTの促進は格差社会の拡大、そして町民の暮らしを逆に直撃していくのではと、改めてこの場でも危惧をします。

有村町政は2年を経て、愛荘町総合計画に則りウォークブルタウン創造事業という新しい構想を新年度予算で示しておられます。まずウォークブルタウン創造事業の命題は、今日まで新町の中で総合計画をつくり上げる中でも、中山道宿場町という歴史探訪と再生、これをキーにしたものであります。その創造事業は、ふれあい本陣・八幡神社等を活かす賑わいをどうつくり出すかであります。中山道をウォークブルタウンの一環として取り組むなら、道路のあり方は当然重要課題になります。中山道の通行規制を行うのか、通行規制に伴う代替道路の整備はどうなるのか、生活空間はどうなるのかなど、まさにゾーンとして取り組む必要が求められます。そうしないと、観光資源を活かすことはできません。魅力あるまちづくりの提案にも応えていくことはできなくなります。

ゆめまちテラスえちの活用では、1階を業務委託した施設にしました。1階は伝統産業の継承と研究開発、研究開発では公共施設に当たらないために、1階と2階の使い分けを行いました。指定管理とは違って業務委託では物品の販売に制約があり、施設そのもののランニングコストをどのようにつくり出すのか、そのこともいまだ明快に示されていません。そうした中での開館となりました。

施設活用では、以前からランニングコストなどが大きな声でした。この施設活用を

どのように仕上げていくかは、有村町政にかかっています。有村町政はこの2年間、大きな事業に対して「町民の声を聞いて」の繰り返しでした。この間の住民説明会で町長の返答や説明を聞いていると、「町民の声を聞いて」は無責任な回答であるというふうを受け止めます。今後は町民の理解を得る政治姿勢を求めて、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算について、賛成討論を行います。

令和2年度当初予算は、第2次愛荘町総合計画の2年目であり、総合計画の重点戦略である「ひとづくり」「しごとづくり」「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対して重点的に予算を配分されています。

具体的には、「子ども・子育て環境の充実」として、フッ化物洗口事業の対象者の拡大や、保護者の負担軽減として学童保育所を民間事業者に委託され実施されること。

「学力向上・教育環境の充実」として、基礎的な読解力や学力を身につけ、子どもが自らの目標に向かって将来を切り拓いていける力を養うための学習環境の創出や学びの環境整備の実施。「健康寿命の延伸」として、ライフステージに応じた健康づくりの推進や、がん対策として検査の精度を高めるため、新たに胃内視鏡検査の実施。「高齢者の活躍」として、高齢者が長年の知識と経験を活かしながら活躍できる環境整備。

「愛荘町の魅力発信」として、SNSなど様々な媒体や手法を通じた、町の魅力発信。

「安全で安心なまちづくり」として、防災行政無線の戸別受信機のデジタル化や、町道愛知川栗田線など主要な幹線道路の整備。農業用水等の施設の大規模改修を進めるための調査および計画の実施。「持続可能なまちづくりの推進」として、居心地がよく、歩きたくなるまちづくりの実現のために、「ウォークブルタウン創造事業」や地域活性化事業の実施、公共施設等の機能の配置の最適化の検討など、本町の持続的発展につながる施策について、スピード感を持って推進しようとしていることが確認できます。

また、新しい財政状況であることから、最小の経費で良質な行政サービスを提供する経営的視線に立った実効性のあるものとし、10年後に目指すまちの姿「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち」の着実な推進を図っていくことも確認できました。

この当初予算を有効に生かすため、今後も建設的な議論を活発に行い、住民の目線に立ったまちづくり、将来の子どもたちのためのまちづくりを遂行していく必要があると考え

ます。

引き続き適切な予算執行・予算管理をお願いし、議員各位におかれましてもご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する予算・決算特別委員会は、委員長の報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第2、議案第25号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。7番、高橋君。

[総務産業建設常任委員長 高橋正夫君登壇]

○総務産業建設常任委員長（高橋正夫君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和2年3月23日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

愛荘町総務産業建設常任委員会委員長 高橋正夫

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会議規則第77条の規定により報告いたします。

1. 審査結果 議案第25号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を原案可決。

2. 審査経過 3月10日に、総務産業建設常任委員会委員7名の出席がありました。

土地取得造成事業特別会計予算に対する質疑・討論はなく、採決の結果、全員賛成で議案第25号 令和2年度愛荘町土地取得造成業特別会計予算は原案のとおり決定いたしました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（竹中秀夫君）　これで委員長報告を終わります。

これより議案第25号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君）　次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君）　これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君）　起立全員であります。よって、議案第25号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第27号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第5、議案第28号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の3特別会計予算は、教育民生常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、教育民生常任委員会委員長の審査報告を求めます。4番、西澤君。

〔教育民生常任委員長 西澤桂一君登壇〕

○教育民生常任委員長（西澤桂一君）　教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和2年3月23日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

愛荘町教育民生常任委員会委員長 西澤桂一

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおりに決定したので、愛荘町議会議事規則第77条の規定により報告をいたします。

1. 審査結果 議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。議案第27号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。議案第28号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

2. 審査経過 3月12日に教育民生常任委員7名の出席がありました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、納付金の4,000万円減額の要因。第2期国民健康保険運営方針策定における保険料の県下統一化に対する愛荘町の意見について。人間ドック前年度実績および補助金の増額。国民健康保険税の前年度比減の理由について。保険給付費3,299万円増の要因について。人間ドック健診費助成事業、特定健康診査等事業の単独事業での実施についてなど審査が行われ、討論は反対討論が1件・賛成討論が1件であり、採決の結果、賛成多数で議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり決定をいたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計予算に対する質疑はなく、討論は反対討論が1件・賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第27号 令和2年度後期高齢者医療事業特別会計予算を可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、地域密着型介護サービス減額の理由について。保険者機能強化推進交付金の申請内容について。介護認定調査員人員減について。介護保険事業計画アンケート調査の回答傾向について。要介護認定率に応じた介護保険事業計画策定について。介護予防運動教室のスポーツリーダーの派遣回数減の理由について。生活・介護支援サポーター養成講座後の行動計画について。介護保険料滞納繰越分の滞納者数と滞納額について。介護保険第1号被保険者の負担割合についてなど審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第28号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり決定しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第26号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算に対し反対を表明します。

2018年4月から国保の財政運営が都道府県となり、現在、第1期滋賀県国民保険運営方針のもとで運営が進められています。厚労省は2020年度予算に、自治体の努力に応じて交付金を増減額する「保険者努力支援制度」へ国費1,412億円を盛り込みま

した。特に自治体の法定外繰入解消について、新たに市町村指標や赤字解消目標と計画が未策定の市町村に対するマイナス点などを設定しました。国・厚労省は強引に公費削減を進める考えです。

これを受け滋賀県は、現在策定している来年度から始まる第2期運営方針の主なポイントに、保険料水準統一の検討、決算補填目的の法定外繰入の対応を検討を示しました。国保制度を一層、市町と住民に負担を押しつける方向に進めようとしている国の姿勢を批判します。

一方、年金生活者や低所得者など弱者が加入する国民健康保険税の負担が重く、滞納している方に追い打ちをかけています。所得に関係なく課税される仕組みがある国保税、所得能力を超えた税負担による滞納、そして滞納による延滞金賦課、そして所得のない子どもにまで均等割を押しつけています。

このように悪循環を繰り返す国保被保険者を、安心して医療が支えられる支援を講じるのが行政の仕事です。名実ともに国民皆保険制度が実効あるものにしていくことが喫緊の課題です。そのことを行政が果たすことを求めて、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。11番、吉岡君。

○11番（吉岡あみ子君） 議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に、賛成する立場から討論を行います。

我が国では、昭和36年度に創設され、国民健康保険制度は国民皆保険体制を実現するための医療保険における最後のセーフティネットの役割を担っています。

平成30年度4月からは、新国保制度により滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担って、県に交付される公費や市町から集める納付金を財源として、県内市町の医療給付等に支払いがなされているところでございます。

当町では、県が定めた納付金を納めるため、昨年11月に国民健康保険税率の見直しについて、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問が行われ、本年2月に協議会会長から税率改正を行わない旨の答申を受けられ、その答申を尊重することとし予算編成がなされたものです。引き続き、税負担の公平化と保険税の収納率の向上を図るため、滞納世帯に対する電話催告や納付相談を行うなど、収納対策の強化に努められております。また、特定健診・特定保健指導の実施や人間ドック助成、レセプト点検等により医療費の適正化にも取り組まれております。

今後においても税務課・健康推進課・住民課が連携のもと、より一層、保険者として安定した事業運営と財政運営の健全化に努められ、国に対する要望事項については、県や市町村会を通じ継続して実施されることを求め、本予算の承認について賛成するものです。議員各位におかれましてもご理解いただき、ご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第27号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。議案第27号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に対し反対をします。

この特別会計は、主に保険料徴収と広域連合への納付の事務的な内容です。後期高齢者医療事業は、県広域連合によって運営され、町民の声はもとより町議会でもチェックできなくなっています。広域連合議会の報告を義務づける議会改革が必要です。

令和元年度、被保険者均等割43,727円から令和2年度45,512円に、所得割は令和元年度8.26%が令和2年度には8.7%に引き上げられます。低所得者保険料軽減の措置として、軽減特例が平成29年度から段階的に見直され、令和2年度には8.5割軽減対象者が通年で7.75割に、また、8割軽減対象者は通年で7割軽減になる見込みです。

後期高齢者医療制度は、高齢者を独立保険に切り離し保険料負担を押しつけることで、保険料の値上げを我慢するか、医療の縮小を我慢するかを選択を高齢者の実態を

無視した制度改悪が行われている。このことを示して反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。11番、吉岡君。

○11番（吉岡あみ子君） 議案第27号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の承認に、賛成する立場から討論を行います。

平成20年4月より高齢化の進展による高齢者医療費の負担に対応し、世代間の負担の公平化および財政運営の責任の明確化と安定化を目的とした後期高齢者医療制度が創設され、13年目を迎えることとなりました。この間、国では高齢者の置かれている状況に配慮され、所得が一定以下の人には保険料の軽減や徴収方法の変更などの措置が講じられてきました。

令和2年度は第7期保険料率が適用され、介護保険料制限の拡充や年金生活者支援給付金の支給を踏まえた保険料の軽減特例も見直しが行われました。引き続き保険者である滋賀県後期高齢者医療広域連合と、より一層連携を図っていただき、事業運営を進めていくことによって、高齢者が安心して医療を受けられる医療制度の充実と事業の円滑な執行に資するための予算が計上されており、本予算の承認について賛成するものであります。議員各位におかれましても、ご理解いただきご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第27号 令和2年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。議案第28号 令和2年度愛荘町

介護保険事業特別会計予算に対し反対します。

介護保険制度は、施行 20 年を迎えました。政府は、制度改悪を繰り返し、国家的詐欺と言われるまでに介護の危機は深刻化しています。国は要支援 1・2 の訪問サービスと通所サービスを介護制度からはずし、総合事業として市町に丸投げしました。さらに要介護 1・2 も対象にすることを狙っています。

平成 30 年度からは利用者に 3 割負担の導入をし、自立支援・重度化防止の保険者機能強化や、「我が事・丸ごと共生社会」の推進により、介護保険料を支払っても介護保険のサービスは受けられないか、サービス量を減らさなければならない仕組みをつくりました。

厚労省は、令和 3 年度からの第 8 期介護保険制度改定に向けて、さらなる負担増と給付抑制の議論を進め、令和元年 12 月には介護保険制度の見直しに関する意見を提示し、高額介護サービス費と補足給付の負担増を打ち出し、令和 3 年度からの施行を狙っています。

令和 2 年度は、第 8 期介護保険事業計画策定の最終年度に当たります。決算の概要に書かれているように、必要となる人が適切なサービスを不足なく受けられるよう、町民本意の計画策定に取り組んでいただくことを求めまして、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。11 番、吉岡君。

○11 番（吉岡 弘ミ子君） 私は、議案第 28 号 令和 2 年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出予算の承認に賛成する立場から討論を行います。

介護保険制度は、介護を社会全体で支えるための仕組みとして平成 12 年に始まり、着実に定着してきました。我が国においては、世界的に例を見ない速さで高齢化が進展し、本格的な高齢社会となっています。こうした高齢社会の状況から、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据え、高齢者を地域で支えるしくみである「地域包括ケアシステム」を構築し、実現することが重要となっております。

このことを踏まえ策定されています第 7 期介護保険事業計画においては、一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの深化・推進を基本方針として、高齢者が安心して可能な限り住み慣れた地域や自宅において自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりの実現を目指して事業が展開なされています。

今後も今日までの実績や課題を考慮しながら、変化し続ける高齢者の実情を見据え、必要な介護サービス量の確保と提供に努められるとともに、社会保障制度である本制

度への理解を求め、また周知していただき、特に保険料の収納対策については重点的な対処がなされ、財源確保に努めていただくことを切望するものであります。

本予算においては、第7期介護保険事業計画を基本としつつ、実績を勘案して編成されており、また、次期第8期計画については、策定委員会で集中した議論によって取り組まれることとされているものであることから、承認について賛成するものです。議員各位におかれましても、ご理解いただきご賛同をお願いし、討論を終わります。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第28号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算は、総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。7番、高橋君。

〔総務産業建設常任委員長 高橋正夫君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（高橋正夫君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和2年3月23日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

愛荘町総務産業建設常任委員会委員長 高橋正夫

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1. 審査結果 議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算を原案可決。
2. 審査経過 3月11日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。

質疑の主なものは、長期前受入金戻入の減価償却見合い分の収益化における原資の取り扱いについて。事業会計における収益的収入と支出、資本的収入と支出の関係に

ついてなどの審査が行われ、討論を経て採決の結果、全員賛成で議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算は原案のとおり決定しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第29号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は、委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員であります。よって、議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決しました。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。11時10分から再開します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。ただいま同意3件・議案4件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） ご異議なしと認めます。よって、同意3件・議案4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎同意第3号～同意第5号の上程、説明、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、同意第3号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてから、追加日程第3、同意第5号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 有村国知君登壇]

○町長（有村国知君） 同意第3号から同意第5号までを一括して提案説明を申し上げます。愛荘町懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

懲戒審査委員会は、地方自治法施行規則第16条の規定に基づきまして、委員3人をもって組織し、委員は職員のうちから1人および学識経験を有する者のうちから2名をもって構成することとなっており、町長において議会の同意を得て命ずることとなっております。

令和2年3月31日をもって現在の委員が任期満了を迎えることから、新たに委員3人につきまして議会の同意をお願いするものでございます。

議案書1ページでございます。同意第3号 愛荘町懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、氏名 ^{たけなが} 竹永 ^{じゅん} 淳氏。住所・生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。2期目をお願いするものでございまして、現在、滋賀大学および関西大学の非常勤講師としてご活躍をされており、識見豊かで、憲法・行政法などのほか地方行政に精通されておられる方でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議案書2ページでございます。同意第4号 愛荘町懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、氏名 ^{いこまえいじ} 生駒英司氏。住所・生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。5期目をお願いしているものでございまして、弁護士としてご活躍され、労働法などに精通されておられる方でございます。

議案書3ページでございます。同意第5号 愛荘町懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、職員代表といたしまして、^{とくだいくこ} 徳田郁子氏。住所・生年月日は、議案書に記載のとおりでございます。

任期につきましては、いずれも令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2

年間でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。
休憩 午前11時14分
再開 午前11時20分

- 議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
-

- 議長（竹中秀夫君） 町長。

- 町長（有村国知君） 今ほど同意第3号から第5号までの提案説明の中で、「愛荘町懲戒審査委員会委員の選任につき」ということでご説明を申し上げましたが、恐れ入りますが、文言の訂正をお願いを申し上げます。正しくは、「愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき」、ご同意を求めていくというものでございます。

- 議長（竹中秀夫君） 人事案件につき質疑・討論を省略し、これより同意第3号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（竹中秀夫君） 全員賛成であります。よって、同意第3号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

次に同意第4号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（竹中秀夫君） 全員賛成であります。よって、同意第4号 愛荘町職員懲戒審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

ここで、議会事務局長の退場を求めます。

[議会事務局長 徳田郁子君 退場]

- 議長（竹中秀夫君） 次に同意第5号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- 議長（竹中秀夫君） 全員賛成であります。よって、同意第5号 愛荘町職員懲戒

審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

〔議会事務局長 徳田郁子君 入場〕

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第4、議案第30号 秦荘町および愛知川町の合併に係る市町村建設計画（新町まちづくり計画）を変更することにつき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

〔企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇〕

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） それでは、議案第30号 秦荘町および愛知川町の合併に係る市町村建設計画（新町まちづくり計画）を変更することにつき議決を求めることについて、ご説明申し上げます。議案書4ページ以下をご覧ください。

本県は、秦荘町および愛知川町の合併に係る市町村建設計画、いわゆる新町まちづくり計画を変更することにつき、議会の議決を求めるものです。

変更の趣旨といたしましては、秦荘町・愛知川町合併の際に策定した新町まちづくり計画に関し、期限の延長を行うものでございます。これは、合併特例債の起債に当たっては、合併特例債を活用する事業が合併市町村建設計画の計画期間内に完了する必要がありますが、合併特例債を今般活用予定である愛知中学校校舎等大規模増改築事業が現時点において令和5年3月完了予定である一方、現行の新町まちづくり計画は平成17年度から平成32年度、つまり令和2年度までが計画期間となっているため、合併特例債を同事業に充当するためには、新町まちづくり計画の期間を延長する必要があります。

そのため、今般の変更においては、計画の期間を令和7年度まで延長するとともに、それに伴い付属の財政計画にも所要の改正を行うものでございます。ご審議のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第30号 秦荘町および愛知川町の合併に係る市町村建設計画（新町まちづくり計画）を変更することにつき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第5、議案第31号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第31号をご説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページおよび別添資料の補正予算概要の1ページをお開きいただきたいと思っております。補正予算書でございます。

令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,978万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億8,672万1,000円とするものです。

第2条では、繰越明許費は、第2表 繰越明許費によります。

第3条 地方債は、第3表 地方債補正によるものでございます。

続きまして、補正予算書の4ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」でございます。

まず1点目、6款農林水産業費1項農業費溜池耐震調査事業2,000万円で、受益面積が2ha以上の町内の7か所の溜池耐震調査を行うものでございます。

2点目、10款教育費1項教育総務費GIGAスクール整備事業1億8,551万円で、国のGIGAスクール構想の実現に向けて、町内小中学校において高速大容量の通信

ネットワーク整備を行うものでございます。

3点目、同じく教育費で愛知川小学校トイレ改修事業 2,680万4,000円で、和式トイレから洋式トイレに改修を行うものでございます。

4点目は同じく教育費で愛知中学校校舎等大規模増改築事業 6億3,850万9,000円で、令和元年度に債務負担行為を行い、令和元年度から令和4年度まで工事を実施するものでございます。

以上の4点は、いずれも令和元年度国の補正予算に伴い繰越をお願いするものでございます。

次に5点目、2項小学校費教科書等購入事業 168万8,000円は、町内4小学校の教師用指導書や教科書について、令和2年度の後期に使用する教科書と下巻を購入するものでございます。

5ページをお願いいたします。「第3表 地方債補正」としまして、1点目として合併特例債の限度額を4億1,000万円に、2点目として学校教育施設等整備事業債の限度額を2億8,220万円に変更をお願いするもので、いずれも愛知中学校校舎等大規模増改築事業に伴うもので、記載の方法・利率・償還の方法については変更がありません。

続きまして、事項別明細については8ページでございます。8ページをお願いいたします。今回の補正の主なものでございますが、国の追加補正による事業費の追加が主なものでございます。

まず歳入でございます。13款国庫支出金2項国庫補助金8目教育費国庫補助金は、4節で公立学校施設整備費補助金 7,578万5,000円の追加は、愛知中学校大規模増改築事業および愛知川小学校トイレ改修事業の実施に伴うもので、国の補正予算によるものでございます。

下段6節、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業補助金 3,290万5,000円の追加は、町内小中学校G I G Aスクール整備事業の実施に伴うもので、国の補正予算によるものでございます。

14款県支出金2項県補助金2目農林水産業費県補助金3節農地費補助金 2,000万円のつかは、溜池耐震調査業務の実施に伴うもので、繰越明許費でご説明申し上げた内容で、10分の10の補助事業で、国の補正予算によるものでございます。

17款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金 7,919万3,000円の追加は、財

源調整による一般会計の繰入金でございます。

20 款町債 1 項町債 1 目総務債 7 節合併特例債 4 億 1,000 万円の追加は、愛知中学校等大規模増改築事業の実施に伴い合併特例債を充当するものでございます。

同じく 6 目教育債 1 節学校施設等整備事業債 2 億 5,190 万円は、国が進める G I G A スクール整備事業および愛知川小学校トイレ改修事業の実施に伴うもので、国の補正予算によるものでございます。

10 ページをお願いいたします。歳出でございます。

3 款民生費 1 項社会福祉費 12 目介護保険費 72 万 6,000 円の追加は、介護保険事業特別会計の補正に伴う一般会計からの繰出金。6 款農林水産業費 1 項農業費 5 目農地費 2,000 万円の追加は、溜池耐震調査業務にかかるもので、補助率が 10 分の 10 の全額繰越となるものでございます。

8 款土木費 4 項都市計画費 2 目下水道費 43 万 4,000 円の追加は、下水道事業会計の補正予算に伴う一般会計からの繰出金でございます。

10 款教育費 1 項教育総務費 3 目教育振興費 1 億 8,551 万円の追加は、G I G A スクール整備事業に伴う町内小中学校情報通信ネットワーク環境整備を行うもので、全額繰越でございます。

同じく 4 目学校建設費 6 億 6,311 万 3,000 円は、愛知川小学校のトイレ改修工事、愛知中学校等大規模増改築事業で、国の補正予算の対象とすることから計上したものでございます。

以上が補正予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。12 番 瀧君。

○12 番（瀧 すみ江君） 12 番、瀧 すみ江。議案第 31 号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 9 号）に対し賛成を表明します。ただ、本補正予算中の G I G A スクール整備事業の実施に伴う計上に対してのみ反対をします。

そもそも文部科学省の審議会は、2016年、コンピュータ端末のデジタル教科書について、地域ごとにインターネット環境などが異なることや、健康への不安があることから、全面的な導入を拙速に進めることは適当でないと報告していました。ところが、GIGAスクール構想は、2022年度までに「一人1台端末」を実現し、すべての授業でフル活用する工程表を描きます。全国学力テストにも端末を利用する計画です。

この強引な動きの背景には、公教育への参入を目指す民間教育産業とともに、AI（人工知能）やロボット工学・ビッグデータなど新しい技術分野での国際間競争に打ち勝つ人材育成を求める経済界の存在があります。子どもたちがコンピュータ端末でそれぞれ異なる課題に取り組むようになれば、集団の中で学び、人格の完成を目指す学校教育のあり方が根底から壊れてしまうことになるのではないのでしょうか。子どもたちが人とのかかわりの中で豊かに学び、教職員が専門性を発揮するには、コンピュータ端末ではなく教職員を増やすことであることを訴えます。

そのほか、この予算上で溜池ハザードマップ作成、耐震調査の町民を災害から守る計上や、愛知中学校整備事業と愛知川小学校トイレ改修事業の子どもたちのための計上については賛成を申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。7番、高橋君。

○7番（高橋正夫君） 私は、先ほど瀧議員が一部反対ということがございましたので、私の立場から丸ごと賛成という立場で討論を行います。

議案第31号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、未来を担う子どもたちに対する学校環境の整備や、農村地域の防災減災事業である溜池の耐震調査事業において、財源として国の補正予算等を活用した予算構成を図り、繰越の手続きを適切に行われており、本予算は令和2年度の新年度へつなぐ重要な補正でもあります。

引き続き適切な予算執行、予算管理をお願いいたしまして、議員各位におかれましてもご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第31号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第6、議案第32号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 議案第32号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について、ご説明させていただきます。議案書の11ページをお願いしたいと思います。

令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,274万3,000円とするものでございます。

16ページの事項別明細書をお開きいただきたいと思います。今回の補正予算につきましては、先に年度末を控えた補正予算第5号を議決いただきました。しかしながら、昨年10月の消費税の増税に伴い介護報酬の改定がなされましたが、保険給付費におきまして予測ができないサービス事業所5社から遡及請求がなされたところがございます。また、市町村ごとに異なる後期高齢者の割合や所得段階の割合などから生ずる介護保険料の格差を調整するための調整交付金の交付割合が5%を切った決定がなされたため、緊急的に介護給付費準備基金の取り崩しが必要となったことにより、予算措置をしようとするため補正をお願いするものでございます。

歳入の部でございます。3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、保険給付費の増額見込みによりまして、現年度分として116万円を増額するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金は、交付額の確定によりまして現年度分として988万4,000円を減額するものでございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、保険給付費の増

額見込みによりまして現年度分として156万6,000円を増額するものです。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、保険給付費の増額見込みにより現年度分として72万4,000円を増額するものでございます。

8款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金は、保険給付費の増額見込みによりまして現年度分として72万6,000円を増額するものでございます。

17ページでございます。2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料での負担が困難であるため、1,150万8,000円を増額するものでございます。

18ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費は、財源更正でございます。

3目地域密着型介護サービス給付費については、町内の4事業所より数か月の遡った請求があったため、440万円を増額するものでございます。

5目施設介護サービス給付費は、財政更正でございます。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費については、町外の事業所より2か月遡った請求がされたため、90万円を増額するものでございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費については、町外の事業所より2か月分の遡った請求がなされたため、50万円を増額するものでございます。以上、ご審議いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第32号 令和元年度愛荘町介

護保険事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第7、議案第33号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

[産業担当政策監 中村喜久夫君登壇]

○産業建設政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第33号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、ご説明を申し上げます。補正予算書の19ページをお願いいたします。今回のこの補正につきましては、企業債の償還金の増額および、これに伴います他会計の補助金の増額をお願いするものでございます。

第1条 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度愛荘町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をする。収入です。第1款資本的収入43万4,000円の追加。支出、第1款資本的支出43万4,000円の追加。

第3条 下水道事業の営業助成のため、一般会計からこの会計の補助を受ける金額を4億848万5,000円とするものでございます。

次に25ページをお願いします。実施計画の説明書より説明をさせていただきます。

資本的収入及び支出、収入です。1款の資本的収入3項の補助金2目の他会計補助金1節の他会計補助金として、43万4,000円の追加です。一般会計の繰入金です。

収入の合計、5億6,122万2,000円となるものです。

次に26ページをお願いします。支出になります。1款の資本的支出2項の企業債償還金1目の企業債償還金1節の企業債償還金です。43万4,000円の追加でございます。支出の合計8億1,137万円となるものでございます。ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、議案第33号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決しました。

○副議長（伊谷正昭君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○副議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。ただいま請願1件・意見書2件・議提1件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、請願1件・意見書2件・議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、請願第1号 種苗法改正案に関する請願についてを議題にします。

お諮りします。請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略いたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会付託

を省略することに決定しました。

本案についての紹介議員の説明を求めます。12番、瀧君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。請願第1号についての紹介議員の提案説明をさせていただきます。まず文面を読み提案をさせていただきます。

請願第1号

2020年3月5日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

請願者 久保川成美

住 所 529-1315

愛荘町沓掛 767-1

オーソピシヤスプレイシス I 203号

紹介議員 瀧 すみ江

辰己 保

種苗法改正案に関する請願

〔請願趣旨〕

2020年1月20日から開催されている通常国会で、種苗法改定案が審議されます。種苗法は、新品種を開発し、登録した者の育成者権を保護する法律です。

今回の「種苗法の一部を改正する法律案の概要」には、現行法で原則として農家に認められてきた登録品種の自家増殖を許諾制にする旨が明記されています。

これは、事実上の登録品種の自家増殖禁止ということであり、これまで認められてきた農家のタネ取りの権利が著しく制限されると同時に許諾手続・費用、もしくは種子を毎年購入しなければならないなど、農家にとっては大きな負担が発生することになります。農家の経営を圧迫し、延いては地域の農業の衰退を招きかねないと考えられます。

また農林水産省は今回の改正が「国内で開発された品種の海外流出防止のため」であることを強調していますが、シャインマスカットやいちごのような登録品種の海外への持ち出しや、無断増殖をすべて防ぐということは物理的に困難であると考えます。海外での品種登録を行うという有効な対策もあり、海外での育成者権の保護強化のために国内の農家の自家増殖を禁止にする必要性はありません。

国において、種苗法改定でなく地域の農業や農家を守り、持続可能な農業が行われる環境や法の制定で求めます。

以上の趣旨から、下記の事項の意見書を政府関係機関に提出されるようお願いします。

[請願項目]

1. 種苗法改定は、行わないでください。
2. 持続可能な農業を行える環境を整備してください。

ただいまは請願書を朗読させていただきました。請願者は、町内在住の子育て中の若い女性の方です。種苗法改定には反対なので、町議会でその意見書を政府に送付してほしいとの電話を私の家に入れてくださいました。そしてこの請願をご自分でつくってくださいました。

麦・コメ・大豆などの専業農家は、新しく購入した登録品種を3年ほど自家採取して使っているのですが、それができなくなり、経営的に大きな打撃を受けることとなります。種だけではなく接木での増殖も同じです。また、イチゴ・芋類・サトウキビ・リンゴ・ミカンなどは、これまでのような自家増殖ができなくなってしまう。これまで認められてきた農家の種取りの権利が著しく制限されると同時に、許諾手続き・費用、そして趣旨を毎年購入しなければならないなど、農家にとって大きな負担がこの種苗法の改定によって発生することになります。

そのようなことから、請願では種苗法改定は行わないことと、持続可能な農業を行える環境整備を求めています。この請願者の強い願いを議会として応えていただくことを皆さんに心からお願い申し上げます。

これで提案説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） 請願第1号 種苗法改正案に関する請願について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

1947年に制定された農産種苗法、現行の種苗法がありますが、この改正案が今国

会に提出されています。

種苗法は、農作物の繁殖に寄与される種子・茎・根・苗そして苗木などの新品種を保護するための品種登録に関する制度で、特許権や著作権などと同様に開発者の許可なく品種を増殖・販売することを禁じることで、新品種を開発・育成した人の権利を守る法律です。

現行の種苗法では、種苗の育成者とこれを使用する生産者の権利をバランスさせる必要から、育成者と生産者間で契約を結び許可を得た場合か、それとも農水省の省令で自家採取を制限された登録品種を除き、原則として生産者の自家採取権が認められています。しかし、種苗法が改正されますと、登録品種の種苗の自家増殖はできなくなり、これを知らずに登録品種の自家増殖を行うと、その農業者は特許権侵害で告訴され、損害賠償を求められることにもなりかねません。

そもそも種苗の育成者権を守るならば、現行の種苗法により農水省令で自家採取を制限する登録をすればよいだけのことです。このたびの改正案は、種苗の育成者・生産者双方にとって、ほとんどメリットがないとされているにも関わらず、農水省が自家採取を原則禁止とするのは、日本の農業の力は民間企業のイノベーション力であり、それは登録品種の数であると、民間企業が新しい品種を登録しやすいように法制度を変え、民間企業の私的所有権を拡大させるためとしか考えられません。多くの農家による自家採取のおかげで、種々の新品種がつくられ、地域の種々の多様性が作り出されてきた歴史を否定して、国内外の企業がつくるわずかな品種の農産物が流通を独占してしまえば、地域の農業を支えてきた多くの中小規模農家の経営は圧迫され、日本の伝統食を支えてきた栄養も、風味もある食材が消えていくことにもつながります。

また、自家増殖が禁止された品種は、2016年までは82種だったのが、現在387種に急増もしております。そして今後ますます増える可能性が高くなるように言われています。

種苗法の改正には、相当反対の声があがっています。その背景には、種苗法を厳しくすることで日本の農業の経営が圧迫され、ひいては地域の農業の衰退を招きかねないと考えます。中小規模農家にとって新種の登録をしたり権利を主張するために訴訟を起こしたりするのは難しく、改正のメリットが享受できません。法改正の目的である農作物の海外流出の問題も、国外での取り締まりに効果があるのか、大変疑問を感じております。一旦外国に流出してしまったものは、日本の法律が適用できないから

です。

以上のことを踏まえて、良識ある議員各位のご賛同を強く求め、請願第1号 種苗法改正案請願者への賛成討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、請願第1号 種苗法改正案に関する請願は、採択することに決定しました。

◎意見書第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第2、意見書第1号 公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。13番、辰己君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。意見書を提案させていただきます。朗読をもって提案とさせていただきます。

意見書第1号

令和2年3月12日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書
上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 辰己 保

賛成者 愛荘町議会議員 瀧 すみ江

公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないことを求める意見書

平成30年の厚生労働書「過労死等防止対策白書」によれば、小・中・高・特別支援学校を含めたすべての学校の教職員の1日当たりの実務勤務時間の平均は、通常時でさえ1日11時間17分（所定労働時間は7時間45分）、1か月当たりの時間外勤務

の平均は 77 時間 44 分であり、実に中学校教員の 55.7%、小学校教員 33.5%が過労死ラインを超えて働いていることを文科省も報告しています。

教員の労働環境は、子どもにとっての学習環境です。長時間過密労働の影響は教員だけにとどまらず、教育現場は「子どもと過ごす時間も十分にとれない」「明日の授業準備さえままならない」などの悲痛な声があふれており、もはや教育の質を保障できるとは言い難い状況です。教員がしっかりと子どもと向き合い、教育活動に専念できる抜本的な労働環境の改善と日々の教育の質を保障するための投資が、今、早急に求められています。

政府は、令和元年12月4日、通常の勤務時間を延長し、かわりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制を導入することができるよう「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特例措置法」（給特法）を一部改正しました。しかし、この法改正をめぐる国会審議においては、「教師の業務や勤務が縮減するわけではない」と、文科大臣が明言しています。

新学習指導要領への対応で、教員の業務はむしろ増加する傾向にあり、教員の「タダ働き」が拡大しています。法改正は教員の負担を減らすのではなく、夏休み中の休暇のまとめ取りを奨励し、負担を分散するにすぎず、日常における教員の労働環境の抜本的な改善とは言い難い内容です。

文科大臣は、「月 45 時間、年 360 時間以内」の時間外労働の上限（指針）の遵守を、1年単位変形労働時間制を導入するための前提条件であると明言しています。しかしながら、既に小学校で約6割、中学校で約7割の教員が既にこの上限を超えて働いており、導入の前提条件すら整っていません。

何よりこの制度が導入されれば、ゆとりを持って子どもと向き合い、個々の成長や発達に寄り添うことが困難にならないか、時間をかけて授業準備をすることが一層難しくなって子どもの学力低下を招くことにならないか、日々の疲労回復ができず過労を募らせ夏休み前に倒れる教員が多くなかないかなど、懸念が尽きません。変形労働時間制を導入するよりも、まず教員の恒常的な時間外労働を解消することこそが、いま求められています。

よって、県・県教員委員会においては、以下を実行することを求めます。

1. 1年単位の変形労働時間制導入のための条例制定をしないこと。
2. 教員が子どもとしっかり向き合い、授業の準備をする時間の確保など、教育の

質の保障という観点から教員の労働環境の抜本的な改善を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 2 3 日

滋賀県知事 三日月大造 殿

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠克 殿

愛知郡愛荘町議会

本町においても、教職員さんの時間外は平均でも 50 時間・60 時間となっているわけですから、そういうところでも皆さんお含みいただいて、ご審議いただき、ご採決いただきますようお願い申し上げて、提案とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わり討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより意見書第 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立少数です。よって、意見書第 1 号 公立学校教員に 1 年単位の变形労働時間制を適用しないことを求める意見書については、否決することに決定しました。

◎意見書第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第 3、意見書第 2 号 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。7 番、高橋君。

〔7 番 高橋正夫君登壇〕

○7 番（高橋正夫君） 7 番、高橋です。現在、全世界でこのコロナウイルス問題、

非常に大きな問題となっております。そこで、愛荘町議会におきましても、政府の方へ、国の方へ、対策について意見書を出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。朗読をもって説明させていただきます。

意見書第2号

令和2年3月12日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 高橋 正夫

賛成者 愛荘町議会議員 西澤 桂一

賛成者 同 村田 定

賛成者 同 瀧 すみ江

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を求める意見書

中華人民共和国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は、同国を中心に世界中に多数の感染者や死亡事例が生じており、世界保健機構（WHO）が「パンデミック（世界的大流行）」との判断に至った。我が国においても、武漢市滞在歴のない者での発症歴が認められ、国内における二次感染・三次感染が確認されており、感染経路が判明しない事例も報告されている。

政府においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、総合的かつ強力に対策に取り組まれているが、未だ感染が拡大し、国民の不安は払拭されていない。速やかに国と地方公共団体が一丸となって、迅速かつ適切な対策を講じていく必要がある。

よって、政府におかれては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止し、国民の生命と健康を守るため、下記の事項に取り組まれるよう強く求める。

- 1 国内における適切な検査および治療の体制を迅速に整えるとともに、マスクや手指用アルコール等の必要物資の確保に努めること。
- 2 検査キット、治療法およびワクチンの開発に官民挙げて取り組むこと。
- 3 感染者治療および対策を行う医療機関等の医療従事者への適切な情報提供を行うとともに、支援対策を行うこと。
- 4 国民の不安の軽減および適切な感染症予防のための行動がとれるよう相談窓口の

増設を進めるとともに、適切な感染予防対策や受診方法の周知徹底を図ること。

- 5 政府の要請に基づく学校等休校による就労等への影響が大きい保護者等への支援策を早急に講ずること。
- 6 感染者や感染を疑われる国民が治療等の有した期間において、社会的不利益が発生しないように、官民連携を図り対策を講ずること。
- 7 検疫、出入国管理体制の強化をはじめ、全国の空港・港湾等での水際対策を引き続き徹底すること。
- 8 観光業をはじめ製造業など経済的に影響を受ける地域の事業者等に対し、必要に応じ適切な支援を行うとともに、風評被害対策を講ずること。
- 9 感染者やその家族等関係者、感染対策を行う医療関係者等関係機関やその関係者等に対する差別や偏見が助長されないよう対策を講ずること。
- 10 地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 2 3 日

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
厚生労働大臣	加藤 勝信 様
総務大臣	高市 早苗 様
法務大臣	森 まさこ 様
外務大臣	茂木 敏充 様
経済産業大臣	梶山 弘志 様
国土交通大臣	赤羽 一嘉 様
文部科学大臣	萩生田光一 様

滋賀県愛荘町議会

以上です。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより意見書第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 全員賛成です。よって、意見書第2号 新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を求める意見書については、原案のとおり可決しました。

◎議提第2号の上程、説明、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第4、議提第2号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、議提第2号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。午後1時30分より再開します。

休憩 午後0時19分

再開 午後1時30分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。ただいま意見書1件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、意見書第3号 種苗法の改定をおこなわないことを求める意見書についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。12番、瀧君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。種苗法の改定を行わないことを求める意見書について、提案をさせていただきます。それでは、朗読をもって提案に代えさせていただきます。

令和2（2020）年3月23日

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

種苗法の改定をおこなわないことを求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 瀧 すみ江

賛成者 愛荘町議会議員 辰己 保

意見書第3号

種苗法の改定をおこなわないことを求める意見書

今国会で、政府は種苗法の一部を「自家増殖（採種）一律禁止」に改定しようとしています。政府は農研機構各都道府県の優良な育種知見を民間に提供することを促進するとしていますが、この「民間」には海外の事業者も含まれます。

種苗法が改定されると、登録品種は自家増殖（採種）一律禁止となり、農家は登録された品種の育種権利者から対価を払って許諾を得るか、許諾が得られなければすべての苗を新しく購入するしかありません。

米麦大豆などの専業農家は、新しく購入した登録品種を3年ほど自家採種して使っているのですが、それができなくなり、経営的には大きな打撃を受けることとなります。また、イチゴ・芋類・サトウキビ・リンゴ・ミカン等は、これまでのような自家増殖ができなくなってしまう。

これまで認められてきた農家の種取りの権利が著しく制限されると同時に、許諾手続・費用そして種子を毎年購入しなければならないなど、農家にとっては大きな負担が発生することになります。

政府は、今回の改正が「国内で開発された品種の海外流出防止のため」であること

を強調しますが、シャインマスカットやイチゴのような登録品種の海外への持ち出しなどの無断増殖をすべて防ぐことは物理的に困難であると考えます。なぜなら、新品種であることの認証は遺伝子解析では不可能だと言われています。よって、新品種の識別は人的能力に頼るしかありませんが、膨大な品種の農産物を人的能力で識別することも事実上不可能だと考えます。

海外での品種登録を行うという有効な対策もあり、海外での育成者権の保護強化のために国内の農家の自家増殖を禁止にする必要性がありません。

よって、国において種苗法改定ではなく地域の農業と農家を守り、持続可能な農業がおこなえる環境とそのための法の制定を求めます。

- 1 種苗法改定はおこなわないこと。
- 2 持続可能な農業をおこなえる環境を整備すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 2 年 3 月 2 3 日

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
農林水産大臣 江藤 拓 殿
衆議院議長 大島 理森 殿
参議院議長 山東 昭子 殿

滋賀県愛知郡愛荘町議会

以上です。ぜひご審議のほどお願い申し上げて、可決していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わり討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより意見書第 3 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、意見書第3号 種苗法の改定をおこなわないことを求める意見書については、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後1時38分

再開 午後1時42分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 地方自治法第117条の規定により、議長を交代します。

[竹中議長 退席]

○副議長（伊谷正昭君） ただいま竹中秀夫君から、議長の辞職願が提出をされました。

お諮りをいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思ます。異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

○副議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

○副議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後1時43分

再開 午後1時49分

○副議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

◎議長の辞職

○副議長（伊谷正昭君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

事務局に辞職願を朗読をさせます。

○議会事務局長（徳田郁子君） 令和2年3月23日

愛荘町議会副議長 伊谷正昭様

辞職願

このたび申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
よろしくお願ひします。

○副議長（伊谷正昭君） お諮りします。竹中秀夫君の議長の辞職を許可することに、
異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、竹中秀夫君の議長の辞職を
許可することに決定をいたしました。

○副議長（伊谷正昭君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 5 0 分

再開 午後 1 時 5 2 分

○副議長（伊谷正昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長（伊谷正昭君） ただいま議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を
日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（伊谷正昭君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を行うことに決
定をいたしました。

◎選挙第 1 号の上程、選挙

○副議長（伊谷正昭君） 追加日程第 1、選挙第 1 号 議長の選挙を行います。

地方自治法第 118 条第 1 項の規定により、選挙は投票によって行います。

議場の出入口を閉めていただけますか。

〔議場閉鎖〕

○副議長（伊谷正昭君） ただいまの出席議員数は 14 名です。

次に立会人を指名をいたします。愛荘町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、
立会人に 9 番、徳田文治君および 10 番、河村善一君を指名をいたします。

ただいまから投票用紙をお配りいたします。

[投票用紙配付]

○副議長（伊谷正昭君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（伊谷正昭君） 配付漏れなしと認めます。

ただいまから投票箱を点検をいたします。

[投票箱点検]

○副議長（伊谷正昭君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名で行います。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願い申し上げます。

[投票]

○副議長（伊谷正昭君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（伊谷正昭君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。9番、徳田文治君および10番、河村善一君の開票の立会をお願いをします。

[開票]

○副議長（伊谷正昭君） それでは、選挙の結果をご報告をいたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効0票。

有効投票のうち、河村善一君7票、辰己保君6票、竹中秀夫君1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、河村善一君が議長に当選をされました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○副議長（伊谷正昭君） ただいま議長に当選された河村善一君が議場におられます。

愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選をされた河村善一君から、就任のごあいさつをいただきます。

○10番（河村善一君） ただいまは、皆様のご推挙によりまして議長に就任させていただきました。大変光栄に思っております。

議員任期4年の後半の大切な時でございます。愛荘町の発展のために頑張っておりたいと思いますとともに、議会運営をスムーズにできるように頑張っておりますので、皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

簡単でございますが、就任のごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○副議長（伊谷正昭君） 議長を交代をします。

○副議長（伊谷正昭君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時03分

再開 午後2時30分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） ただいま伊谷正昭君から副議長の辞職願が提出されました。地方自治法第117条の規定により、伊谷正昭君の退場を求めます。

〔伊谷正昭君 退場〕

○議長（河村善一君） お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時32分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎副議長の辞職

○議長（河村善一君） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題といたします。

事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（徳田郁子君） 令和2年3月23日

愛荘町議会議長 河村善一様

愛荘町議会副議長 伊谷正昭

辞職願

このたび申し合わせにより副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。
よろしくお願ひします。

○議長（河村善一君） お諮りします。伊谷正昭君からの副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、伊谷正昭君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。伊谷正昭君の入場を許可します。

〔伊谷正昭君 入場〕

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 3 3 分

再開 午後 2 時 3 3 分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） ただいま副議長が欠けました。お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を行うことに決定しました。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 3 4 分

再開 午後 2 時 3 6 分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選挙第 2 号の上程、選挙

○議長（河村善一君） 追加日程第 1、選挙第 2 号 副議長の選挙を行います。地方

自治法第 118 条第 1 項の規定により、選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（河村善一君） ただいまの出席議員数は 14 名です。

次に立会人を指名します。愛荘町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に 1 1 番、吉岡多美子君および 1 2 番、瀧 すみ江君を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（河村善一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（河村善一君） 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票を願います。

[投票]

○議長（河村善一君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（河村善一君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1 1 番、吉岡多美子君および 1 2 番、瀧 すみ江君の開票の立会をお願いします。

[開票]

○議長（河村善一君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14 票、有効投票 14 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、伊谷正昭君 8 票、西澤桂一君 6 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 4 票です。したがって、伊谷正昭君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

○議長（河村善一君） ただいま副議長に当選されました伊谷正昭君が議場におられます。愛荘町議会会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。副議長に当選されました伊谷正昭君から就任のあいさつがあります。

○6 番（伊谷正昭君） 副議長の就任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、副議長の選挙におきまして本議会の選任を得ましたことは、皆さん方の各位のご推挙によりましたことを大変光栄に思っております。責務の重大さをさらに痛感しているところであります。さらなる議会対策と議会の活性化のため、町政のために微力を尽くしてまいりたいと思います。

どうか今後とも皆さん方のさらなるご支援を賜りますよう頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、副議長の就任にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございます。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 4 5 分

再開 午後 4 時 4 0 分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） ここで、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長を行います。

○議長（河村善一君） 暫時休憩します。再開は、5 時 1 5 分といたします。

休憩 午後 4 時 4 0 分

再開 午後 5 時 1 6 分

○議長（河村善一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（河村善一君） お諮りします。ただいま指定 1 件・選任 3 件・報告 3 件・同意 1 件・選挙 4 件・議提 4 件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、指定1件・選任3件・報告3件・同意1件・選挙4件・議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

○指定第1号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第1、指定第1号 議席の変更についてを議題にします。

愛荘町議会会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行います。変更した議席は、お手元に配付した議席書のとおり決定してよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、指定第1号 議席の変更については、お手元に配付した議席書のとおり決定しました。

○選任第2号の上程、説明、選任

○議長（河村善一君） 追加日程第2、選任第2号、常任委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

総務産業建設常任委員会委員に、村西作雄君、森野 隆君、西澤桂一君、伊谷正昭君、瀧 すみ江君、竹中秀夫君、河村善一君、7名。

教育民生常任委員会委員に、澤田源宏君、村田 定君、高橋正夫君、外川善正君、徳田文治君、吉岡 兪子君、辰己 保君、7名。

広報常任委員会委員に、澤田源宏君、村西作雄君、森野 隆君、村田 定君、伊谷正昭君、瀧 すみ江君、6名をそれぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選任第2号 常任委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

○報告第2号の上程、報告

○議長（河村善一君） 追加日程第3、報告第2号 常任委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。

各委員会で互選の結果、総務産業建設常任委員会委員長に竹中秀夫君、副委員長に森野 隆君。教育民生常任委員会委員長に高橋正夫君、副委員長に澤田源宏君、広報常任委員会委員長に森野 隆君、副委員長に村西作雄君。以上のとおり互選されましたので、報告します。

○選任第3号の上程、説明、選任

○議長（河村善一君） 追加日程第4、選任第3号 議会運営委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

議会運営委員会委員に、伊谷正昭君、竹中秀夫君、高橋正夫君、森野 隆君、村田定君、5名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。選任第3号 議会運営委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定いたしました。

○報告第3号の上程、報告

○議長（河村善一君） 追加日程第5、報告第3号 議会運営委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。

議会運営委員会で互選の結果、議会運営委員会委員長に竹中秀夫君、副委員長に高橋正夫君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

○選任第4号の上程、説明、選任

○議長（河村善一君） 追加日程第6、選任第4号 特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名します。

同和対策特別委員会委員に、澤田源宏君、森野 隆君、村田 定君、伊谷正昭君、高橋正夫君、吉岡忍ミ子君、竹中秀夫君、7名を、予算・決算特別委員会委員に議長を除く全議員を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選任第4号 特別委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

○報告第4号の上程、報告

○議長（河村善一君） 追加日程第7、報告第4号 特別委員会の委員長、副委員長の報告についてを議題にします。

各委員会で互選の結果、同和対策特別委員会委員長に伊谷正昭君、副委員長に高橋正夫君、予算・決算特別委員会委員長に伊谷正昭君、副委員長に竹中秀夫君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

◎同意第6号の上程、説明、選任

○議長（河村善一君） 追加日程第8、同意第6号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

吉岡忍ミ子議員の退場を求めます。

〔吉岡忍ミ子君 退場〕

○議長（河村善一君） 議会の監査委員の人選については、町長から、議会において推薦願いたいとの申し出がありましたから、議案については議会事務局長が朗読いたします。

○事務局長（徳田郁子君） 同意第6号、愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについて。上記の議案を提出する。

令和2年3月23日

愛荘町長 有村国知

監査委員の選任につき同意を求めることについて

愛荘町監査委員に次の者を選任することについて、地方自治法第196条第6項の規定により議会の同意を求める。

氏名、吉岡ふみ子。住所・生年月日は、議案書記載のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（河村善一君） 人事案件につき質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。

これより同意第6号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（河村善一君） 全員起立です。よって、同意第6号 愛荘町監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

〔吉岡ふみ子君 着席〕

○選挙第3号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第9、選挙第3号 愛知郡広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定し

ました。

愛知郡広域行政組合議会議員に、河村善一君、徳田文治君、外川善正君を指名します。

お諮りします。ただいま指名した3名を愛知郡広域行政組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名が愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました。

愛知郡広域行政組合議会議員に当選されました河村善一君、徳田文治君、外川善正君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○選挙第4号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第10、選挙第4号 湖東広域衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に、辰己 保君、森野 隆君、村田 定君、高橋正夫君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました4名を湖東広域衛生管理組合議会議員の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました辰己 保君、森野 隆君、村田定君、高橋正夫君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○選挙第5号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第11、選挙第5号 彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に、竹中秀夫君、澤田源宏君、伊谷正昭君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました3名を彦根愛知犬上広域行政組合議会議員の当選人と定めることに、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました3名が彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました。

彦根愛知犬上広域行政組合議会議員に当選されました竹中秀夫君、澤田源宏君、伊谷正昭君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○選挙第6号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第12、選挙第6号 東近江行政組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

東近江行政組合議会議員に、西澤桂一君、村西作雄君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました2名を東近江行政組合議会議員の当選人と定めることに、異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました2名が東近江行政組合議会議員に当選されました。

東近江行政組合議会議員に当選されました西澤桂一君、村西作雄君が議場にいますので、愛荘町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

◎議提第3号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第13、議提第3号 議会運営委員会閉会中の継続調査についてを議題にします。

議会運営委員会委員長より、委員の任期中において閉会中も継続調査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第3号 議会運営委員会閉会中の継続調査については、委員の任期中において閉会中も継続調査に付すること

に決定しました。

◎議提第4号～6号の上程、説明、決定

○議長（河村善一君） 追加日程第14、議提第4号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第16、議提第6号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題にします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（河村善一君） 異議なしと認めます。よって、議提第4号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第5号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第6号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（河村善一君） これで、本日の日程はすべて終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長あいさつ

○議長（河村善一君） 町長あいさつ。町長。

○町長（有村国知君） 令和2年3月愛荘町議会定例会の閉会にあたり、ごあいさつを申し上げます。

今議会で提案をさせていただきました案件は、令和2年度愛荘町一般会計予算をはじめとする予算案件15件、中小企業・小規模企業振興基本条例をはじめ条例案件15件、教育委員会委員の任命同意など人事案件6件、湖東定住自立圏形成協定変更案件1件、指定管理者の指定案件1件、新町まちづくり計画の変更案件1件、合計39案件についてご提案をし、慎重審議のうえ、すべての議案につきご議決をいただき、誠にありがとうございました。

愛荘町の将来に向けて非常に重要となる令和2年度予算については、着実かつ迅速に執行を行い、愛荘町がすべての人にとってよりよい場所となれるよう、誠心誠意努

力をしてまいります。

新型コロナウイルス感染症に関して、一言申し上げます。本議会開会初日に滋賀県内で初めての感染者が確認されて以降、現在、県内においては4名の感染が大津市および東近江市でそれぞれ2名確認をされております。町においても引き続き感染症予防に向けた取り組みを進めてまいります。住民の皆様にも引き続きの感染予防へのご協力をお願い申し上げます。

国においては、これまでに発表した第1弾・第2弾に続き、今後第3弾の緊急経済対策を策定すると報道されています。当町といたしましても、国や県の動向について情報収集を行い、住民の皆様にご安心をいただけるよう、時宜に応じた対応に向け職員一丸となって取り組んでまいります。今後とも、議員の皆様をはじめ住民の皆様の一層のお力添えをお願いいたしますとともに、皆様のご健康とご多幸、そしてますますのご活躍を心からご祈念申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（河村善一君） これをもって令和2年3月愛荘町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後5時39分

上記会議の次第は事務局長 徳田郁子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 3 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 1 番